

「事業承継計画」策定専門家派遣 利用者の募集

和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター事業 事業承継計画策定支援

あなたの会社やお店の事業承継を進めるうえでの課題解決を、あなたや後継者と一緒に考え、事業承継計画の策定を支援する専門家（公認会計士、税理士、中小企業診断士、弁護士）を派遣します。

この支援制度は、中小企業が今後どのように事業承継していくかをシミュレーションし、課題を解決することで事業承継を円滑化することを応援するもので、**承継税制利用の有無にかかわらずご利用いただけます。**

応募申請の前に、和歌山県事業承継・引継ぎ支援センターへの事前相談が必要です。

詳しくは、和歌山県事業承継・引継ぎ支援センターや和歌山県内の商工会議所・商工会、金融機関、専門家などにご相談ください。

申請期限：令和3年12月24日（金）

※但し、令和4年2月28日（月）までに専門家が
業務を完了し、費用支払申請の出来ること

費用負担：事業者負担無し



和歌山県事業承継引継ぎ支援センターが、1企業あたり10万円（税別）に当センター規程により算出した旅費3回分を加算した額を限度として、費用負担します。

この制度の利用を申請できる方

下記のすべてを満たす中小企業又は小規模事業者です。

- ① 和歌山県内に本社（本店）を置いていること
- ② 利用の事前相談までに和歌山県事業承継ネットワークが実施した事業承継診断を受診していること
- ③ ②の受診により事業承継上の課題が明らかになっており、その課題を解決して、事業の継続を確固たるものにするために早期に事業承継計画を策定することが必要と、和歌山県事業承継・引継ぎ支援センターが判断したものであること
- ④ 事業承継の実施に強い意思を持っていること
- ⑤ 経営者の年齢が、概ね60歳以上であること

この制度により派遣される専門家

下記のすべてを満たすこと

- ① 公認会計士、税理士、中小企業診断士、弁護士の資格を1以上有していること
- ② 中小企業等経営強化法第31条第1項に基づく経営革新等支援機関（認定支援機関）であること
- ③ 事業承継支援業務に造詣が深いこと

和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター（和歌山商工会議所）

〒640-8567

和歌山市西汀丁36番地（和歌山商工会議所5階）

TEL（直通）073-499-5221

FAX（直通）073-499-5224

平日9:00～17:30（除く 正午～13:00）

<http://shoukei.wakayama-cci.or.jp>

申請書等は、「和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター」のホームページの「事業承継」のページからダウンロードしていただけます。

「事業承継計画策定支援業務」の相談・申請～報告までの流れ

(参考)スケジュール



青色:利用者

緑色:専門家

茶色:和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター(承継CO等)



相談

- 利用者 センターへ支援依頼書(親 書式4)を提出し、事前相談(専門家・事業承継診断シート実施機関同席可)
- センター 申請要件の審査
 - センター 利用者に希望専門家候補有りの場合で
専門家候補が既登録の場合Aへ、未登録の場合Bへ
 - センター 利用者に希望専門家候補無しの場合で
登録専門家より選定し紹介 Aへ

B 専門家登録

- 専門家【親 書式2】により届出
- センター 専門家の登録審査 登録後Aへ

事前相談期間：
～令和3年12月24日(金)



A 専門家利用申込

- 利用者 「外部専門家利用申込書」【親 書式5】を提出
これには、履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)最新写し(1年以内)、直近決算書2期分(税務申告書・付属明細書)を添付

申請期限：
令和3年12月28日(火) (書類必着)

- センター 申請内容の最終審査と採択案件の決定。採択案件はCへ



C 専門家支援依頼・承諾

- センター 専門家へ支援依頼【親 書式6-1】
- 専門家 承諾書(親 書式6-2)をセンターへ提出



D 支援実施

- 専門家・利用者 事業承継計画策定支援業務開始
※業務遂行に支障が生じた場合、センターへ報告し、協議
- 専門家は、訪問毎に外部専門家相談実施報告書(親 書式6-3)を提出



E 事業承継計画書提出

- 専門家 「事業承継計画書」【親 書式7】に、「事業承継計画策定支援業務支払請求書」【請-1】を添えてセンターに提出
- センター 提出物を審査し、適当と認めたときは代金(謝金)を専門家に直接支払い。

提出期限：
令和4年2月28日(月) 書類必着